

選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人佐々木泰樹育英会（以下「本財団」という）定款第35条の規定に基づき設置される選考分科会の運営に関し、必要な事項を定める。

(各選考分科会の種類)

第2条 定款第35条第2項に規定する事業それぞれの選考分野ごとに設置する選考分科会（以下、これらの選考分科会を総称して「選考分科会」といい、個別の選考分科会は「各選考分科会」という）は、下記のとおりとし、理事会の諮問により、それぞれ奨学生、助成対象、表彰者（以下、総称して「事業対象者」という）の選考を任務とする。

- (1) 建築奨学金選考分科会
- (2) デザイン・工芸美術奨学金選考分科会
- (3) 医学奨学金選考分科会
- (4) 口語詩句奨学金選考分科会
- (5) 口語詩句賞選考分科会
- (6) ほか、本財団事業に必要な選考分科会として理事会が定めるもの

(選考委員)

第3条 選考委員は、各選考分科会対象事業の分野における経験と知見を有する者、又は本財団理事を対象として、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 選考委員は、各選考分科会ごとに総数3名以上とする。

3 各選考分科会は、各選考分科会対象事業の分野における経験と知見を有する選考委員が2分の1以上でなければならない。

4 各選考分科会は、外部の者が2分の1以上でなければならない。

5 選考委員は補助選考委員を任命することができる。補助選考委員は選考委員が欠けた場合に選考委員となることができ、選考委員となるまで選考に関与しない。選考委員が書類審査期間前に欠けた場合、書類審査を行う。選考委員が書類審査期間後に欠けた場合、面接審査を行う。

6 選考委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

7 選考委員の報酬及び費用の支払いについては、別に定める「選考委員の謝礼及び費用に関する規程」による。

8 選考委員は、本財団事業対象者になるべく申請した者との関係が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者に関する議案の審議及び議決に加わることができない。

- (1) 選考委員の三親等以内の親族が申請者であるとき。

(2) 理事会が、審議及び議決に際して公正かつ適正な判断がなされないおそれがある特別な関係を選考委員と申請者との間に認めるとき。

9 選考委員は、選考分科会に自ら出席して意見を述べなければならず、代理人の出席は認められない。

10 選考委員名は公開する。

(選考委員長)

第4条 各選考分科会には選考委員長 1 名を置くことができるものとし、選考委員のうちから互選により選任する。但し、本財団の役員は選考委員長になることはできない。

2 選考委員長は、必要と認めるときは、選考委員の中から副選考委員長を指名することができる。

3 選考委員長は、選考分科会の議長となり、会務を総括する。

4 副選考委員長は、選考委員長を補佐し、選考委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(選考分科会)

第5条 各選考分科会の会議は、必要に応じ、選考委員長が随時招集する。

2 各選考分科会の議事のうち、本財団事業対象者の選考を行う際は、選考委員の過半数が出席し、出席した選考委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、選考委員長の裁決するところによる。但し、選考委員長が必要と認めるときは、これを変更することができ、その旨を理事会に報告しなければならない。

3 選考委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、各選考分科会の決議に代えることができる。この場合においては、選考委員長はその結果について、各選考委員に報告しなければならない。

4 選考委員長は、適当と認める者に対して、参考人として各選考分科会への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(資格確認)

第6条 本財団事業の募集に応じた者（以下「応募者」という）は、本財団事業対象者の資格の有無を確認するために必要な書類として、以下の書類を本財団に提出するものとする。

- (1) 本財団が指定する申込書
- (2) 住民票（本籍欄省略不可、個人番号非記載）
- (3) 在学証明書、又は合格証明書等
- (4) 証明写真
- (5) ほか、各事業応募要領に規定する書類

2 各選考分科会は、各応募者について、当該事業の応募要領及び規程に規定する資格の有

無を確認するものとする。資格確認に必要な場合、各選考分科会は、追加資料を応募者に請求することができる。

3 各事業対象者の選考に必要とされる場合、前項及び前々項の資格確認手続きを、選考終了後に行うことができる。

(面接審査)

第7条 各選考分科会は、本財団事業対象者選考のため、面接審査を実施することができる。

2 面接審査に際し、各選考分科会は、選考に必要と認める資料等の提示を応募者に求めることができる。

(選考答申)

第8条 各選考分科会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

2 各選考分科会の選考結果について、前項議事録と併せて、理事会に答申する。

3 選考にあたり、同一人を本財団の複数の奨学金事業における奨学生とすることはできない。

4 選考にあたり、本財団以外の奨学金事業における奨学生であることは不問とする。

(事務局)

第9条 各選考分科会の事務は、本財団事務局に委嘱する。

2 事務局の職員は、本財団事業広報活動、選考委員および応募者等との連絡、会議日程の調整、資料の作成、議事録の作成、などの事務を行う。

(その他理事会が必要と認めた選考分科会)

第10条 定款第35条に規定する選考分科会が設置される場合、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別に各選考分科会のみ適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則2 この規程は、2020年6月1日から施行する。

附則3 この規程は、2020年10月8日から施行する。

附則4 この規程は、2021年4月26日から施行する。

附則5 この規程は、2024年6月1日から施行する。